

若者の人生設計応援！事業補助金交付要綱

（通 則）

第1条 この補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年県規則第68号、以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、民間の非営利団体及び複数企業（以下「団体等」という。）が行う、地域の実情に即した創意工夫あふれるライフデザイン支援の取組を支援し、もって若者が自身の将来設計やこれからの人生を考える機会の創出及び県内の少子化対策の強化に資することを目的とする。

（補助金の交付の相手方）

第3条 補助金の交付の相手方（以下「補助事業者」という。）は、別表1に掲げる団体等のうち、次に掲げる要件を満たす団体等であると群馬県知事（以下「知事」という。）が認める者とする。

- (1) 県内に活動の拠点を有し、第2条に掲げる目的を達成するための事業を実施する体制が確保されていること。
- (2) 団体等として独立した経理を行っていること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと、かつ、特定の公職者（候補者含む）又は政党を推薦、支持又は反対をすることを目的とした団体等でないこと。

2 前項の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助金の交付対象となる事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2に掲げるものとする。

- 2 知事は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 3 補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表3に掲げるとおりとする。
- 4 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数全部を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、若者の人生設計応援！事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

(申請事業の審査)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査を行い、補助金交付の適否及び補助金の交付額等を決定する。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により補助事業者へ通知する。

- 2 前項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (3) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
 - (5) 補助事業の遂行において第2条第2項の各号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
 - (6) 補助事業の実施に当たっては、暴力団等を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- 4 前項の規定に違反した場合のほか、補助事業者が補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又はこの要綱の規定若しくはこれに基づく県の処分に違反したときは、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(不服申し立て等)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更交付等の申請)

第9条 補助事業者は、次の各号に記載する軽微な変更を除き、補助金の交付決定後に申請の内容を変更、中止又は廃止する場合は、若者の人生設計応援！事業補助金変更交付申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の配分変更を伴わない事業費の減額を行うとき。

(2) 補助対象経費の額の配分を変更し、各補助対象経費の増減が20%以内にとどまるとき。ただし、当該補助対象経費の配分を変更する額が、事業費の10%を超えるものを除く。

(3) 当初予定していた事業を行うに当たって不可欠な変更であると認められるとき。

(4) 目的及び事業効果に変更をもたらさない事業計画の細部の変更であるとき。

2 知事は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、第6条及び第7条の規定を準用して審査及び決定を行うものとする。

(実績報告等)

第10条 補助事業者が補助事業を完了したときに規則第11条の規定により提出する実績報告書は、若者の人生設計応援！事業補助金実績報告書（様式第3号）とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、若者の人生設計応援！事業補助金概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第 13 条 補助事業者は、第 10 条の規定による実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、若者の人生設計応援！事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合、知事は、補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助金の経理等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 補助事業者が補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業者の責任の下で厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に利用してはならない。

2 補助事業者は、個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び群馬県個人情報保護条例（平成 12 年群馬県条例第 85 号）に規定する内容を遵守しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助事業者	備考
民間の非営利団体	特定非営利活動法人、社会福祉協議会、商工会議所、商工会、大学、その他の民間団体
民間の複数企業	それぞれが意思決定権を持ち、別の人格を持つ 3 社以上の企業

別表 2（第 4 条第 1 項関係）

補助事業	「多様なロールモデルの提示など、若者に対するライフプランニング支援」に資する取組であり、以下の要件をすべて満たすもの。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「若者と子ども／若者と大人」（異世代）が交流するものであること ・若者が、結婚や子育てを含めた将来の人生設計について考え、また自身の人生設計について意見を発表できる機会を設けること ・参加者同士で、将来の人生設計について意見交換する機会を設けること
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を広域的に広げようとする意図を有する取組又は実際に広域化を試みる取組であること。 ・原則として、補助事業者が公募により実施する事業であること。 ・1 事業 1 回あたりの募集定員は 25 名以上であること。 ・補助事業の実施後、参加者に対してアンケートを実施し、効果測定を図ること ・1 回で終了する事業のほか、連続講座など複数の回数で構成する事業も対象とする。
	<p>（想定される補助対象外事業の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付決定前に着手する事業 ・国及び県の他の補助金等の交付を受けて実施する事業 ・特定の分野における知識やノウハウの習得を主たる目的として実施する事業 ・婚活支援や子育て支援を主たる業務とする企業が、当該業務に関連して行う営利事業 ・主たる目的が、自社商品等の販促活動であると認められる事業（民間の複数企業が補助事業者の場合）

別表 3 (第 4 条第 3 項関係)

	区分	備考
補助対象経費	外部講師謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 団体等あたり 125,000 円を限度 ・ 外部講師 1 人・ 1 日あたり 100,000 円を限度 ・ 補助事業者の構成員など、団体等の内部人材を講師とする場合の謝金は対象外
	外部講師旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者や旅程、必要な経費の額などが明らかなものに限る ・ 補助事業者の構成員など、団体等の内部人材を講師とする場合の旅費は対象外
	使用・賃借料	・ 有料の会場借り上げ料など
	会場設営費	・ 資材の運搬や組み立て及び設置などに要する経費
	託児委託料	・ 有料の託児サービス利用料など
	広報費	・ 参加者の募集や、補助事業の周知に必要な経費
	資料代	・ 講師や参加者に配布する資料の作成及び複写に要する経費
	通信費	・ 切手代、郵送代、その他連絡調整に必要な経費
	消耗品費	・ 紙や文房具など、補助事業の実施により消費される物品の購入に必要な経費
	振込手数料	・ 外部講師謝金の支払（振込）などに必要な手数料
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師等との打合せに要する経費（会議室使用料、旅費など） ・ 補助事業者の構成員のみで行う打合せに要する経費は対象外
	その他の経費	・ 知事が特に必要と認めた場合に限る
<p>(想定される補助対象外経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費等の経常的な経費（補助事業者の構成員に支払う報酬、旅費など） ・ 備品の購入費 ・ 参加者への飲食の提供に必要な経費、参加者の交通費 ・ 用途が特定できない経費 		
補助率	補助対象経費の実支出額（寄付金その他の収入額を控除した額をいう。）の 10 分の 10 以内	
1 年度あたりの補助限度額	1 団体等につき、250,000 円以内	